

特集《新興国における模倣品対策（商標・不正競争防止法等を中心に）》

ブラジルにおける戦略的権利保護

—商標、意匠及び不正競争を中心に—

GUERRA ADVOGADOS ASSOCIADOS

著・英訳：André de O. S. Moreira

Alberto J. Guerra Neto

英訳：Cristina Guerra



要約

本稿は、ブラジルにおける識別標識（商標）及び意匠の保護の可能性及びその限界を要約するものであって、我が国が置かれた社会経済上の段階を考慮に入れ、法律を参照しながら、更に注意深く知的所有権及び公正な競争と不正競争防止の法理に焦点を当てるものである。

日本の制度と比較を行う目的で、ブラジル産業財産権庁（INPI）に様々な標識を登録する制度及びその利点と欠点について分析を行う。上記の主題を通じて保護戦略に最適な仮説を分析する。

キーワード：商標、意匠、不正競争、ブラジル

I 序論

ブラジル経済の成長はこの十年で顕著な発展を示している。ロシア、中国及びインドとともに、新興勢力国の1つとして位置づけられ、現在のブラジルは国内資本及び国際資本の両者にとって魅力的な市場となっている。この魅力にはいくつかの側面があるが、最大の要因の1つは、2008年から2009年にかけての世界的経済危機における国際市場の激震を前にして、ブラジル経済が堅調だったことである。

このラテンアメリカの国が占める卓越した位置により、ブラジル市場における企業数が増加している。これらの企業には、最近現れた国内企業及び外国企業や、活動を拡大しつつある合併企業が含まれる。これらの企業は黄色から青色へ変わる経済上の信号に惹きつけられ、ブラジルの成長のリズムの中で優位に立つ機会を失わないようにしている。そして、「プレイヤーたち」が好機の到来に駆け込んでいく光景が展開している。ここで、全ての機会には、合法的な機会と非合法的な機会があることを強調しなければならない。

繁栄する経済状況は、結果として、利益を得るために合法かつ尊敬できる方法に従う者をもたらしただけではない。商標、意匠及びその他をコピーすることに

よって「より少ない労力で」トップ企業にただ乗りし、第三者の知的財産から不法に利益を得る者、あるいは競業者を害し、市場の大半を独占するために不正行為を行う悪意の者たちも同様にもたらした。

経済効果及び規模の面で天然資源以上の魅力をブラジルに与えているのは、ブラジルが近い将来、2つの世界最大のスポーツイベント、すなわち2014年ワールドカップ及び2016年オリンピックの開催国となるという事実である。これらの2つのイベントは疑いなく市場を活性化し、過熱させるだろう。これらのイベントに関連して巨大な資金が動くだけではなく、イベントを完璧に実現するための社会基盤を保証するためにあらゆる部門において投資が行われる。とりわけ、道路、高速道路、空港、スタジアム、ホテル、病院、通信施設、セキュリティ、あらゆる性質のサービス、一般的な交通手段（飛行機、鉄道及び船舶）等の建設に対する投資が、これから4年間のブラジルにおける成長のリズムを加速させるだろう。

これらの課題を前にして、知的所有権の保護及び不正競争行為の防止が、来たるべき競争社会において最低限の安全保障で上記の投資から利益を上げるための戦略的手段として台頭している。ブラジル市場に対す

る信頼性、すなわち、この市場に参加する者又は既に市場の一部である者に与えられる安全性は、ブラジルが現在占める地位を維持するために非常に重要である。

ブラジル政府は産業財産権に関して既に関心を抱いており、その関心は1996年の新産業財産権法（第9.279/96の法律）の発布にも見ることができる。1996年の産業財産権法は現在も施行中であり、商標、特許及び意匠に関する問題だけではなく不正競争行為もカバーしている。また、ブラジルが知的所有権法の分野において常に先進的であり、最新かつ現代的な法律を有してきたこと、更に、世界的レベルで主要な条約の加盟国であることを指摘しておきたい。ブラジルはパリ条約が1883年に成立して以来の加盟国であり、パリ条約は我が国の法により承認された最初の国際条約の1つである。ブラジルがその成立以来の加盟国である他の国際条約は多数あるが、今回の考察の趣旨には関係しないため、この情報には言及しない。

更に、ブラジルでは、産業財産権の侵害及び不正競争行為は民事法及び刑事法の範疇での侵害行為とみなされる。この状況下では、ブラジル市場に参入しようとする企業は権利保護のための計画を準備する必要がある。しかし、企業及び専門家の知的資産の保護にとって最高の機会が何かを分析する前に、我が国における権利保護及び登録の法制度について簡単に説明する必要がある。

II 商標の保護制度

ブラジルにおける商標権を規定する具体的な立法は、産業財産権法に見ることができる。しかし、これらの無体財産に付与される主要な保護は、我が国の憲法であるブラジル大憲章（Lex Magna）にその基礎を置き、基本的権利の章において以下のように規定されている。

「法は、社会の利益及び国家の技術的及び経済的発展のために、産業上の発明の発明者にその利用に関する一時的な特権を保障し、ならびに産業上の創作、商標権、商号、及び他の識別標識の保護を保障する。」

従って、憲法制定権力が商標及び他の識別標識に与えた重要性は今なお否定しがたいものである。これらの権利に現在与えられている保護はかかる関心を完全に反映するものである。実際のところ、企業の無体財産の価値は企業の有体財産の価値より高くなることも

ある。無体財産はあらゆる可能な方法で保護されることが望ましい。ブラジルにおいて、ブランドを保護する第一の段階は、産業財産権庁（National Institute of Industrial Property：INPI）に商標出願を行うことである。INPIは、この行政手続に責任を有する政府機関であり、この分野における豊富な経験を備えた多数の審査官から構成される。

従って、INPIと称される連邦政府機関において、商標、特許及び工業意匠の手続が行われ、INPIのみがこの行政機能を有する。また、司法機関によって下されるあらゆる判決はこの連邦政府機関の決定に優越する点が重要である。更に、第三者によるブランド又は意匠の実施行為の差止を請求し、侵害された登録の所有者に対する損害賠償の支払を侵害者に請求するためには、司法裁判所を通じて、訴えが提起され権利行使されなければならない。

ブラジルには、INPIに登録可能な商品及び役務に関して4つのタイプの商標が存在する。すなわち、文字商標、図形商標、結合商標及び立体商標である。ブラジル産業財産権法では商標を消極的に定義している。すなわち、ブラジル産業財産権法は商標とは何かを定義せず、我が国で商標として登録可能なものを定義しているという意味である。この意味で、ブラジル産業財産権法の第122条は、「視覚的に認識することができる標識であって、識別性を有するものは、法的に禁止されていない限り、商標登録を受けることができる。」と規定する。従って、この定義に合致しない音声、匂い、味覚及びその他の感覚的商標は、特定の保護からは除外される。しかし、それらに対する保護が全くないということの意味するわけではない。また、誰もが、使用に対して第三者から法的対抗手段を受けることなく、視覚的に認識できない識別標識を使用できるということを意味するものでもない。不正競争の章で述べるように、非伝統的な標識の所有者は不当利得及び不正競争行為に基づく保護を受けることができる。現行法以前は立体商標に対する保護が存在しなかった。立体商標は、ブラジルの産業財産権制度においては比較的新しいトピックであって、その範囲、保護の限界及び工業意匠との両立性（重疊的保護）については現在でも議論の対象となっている。

登録可能な商標の要件は、識別性、使用可能性、及び標識により示される商品及び／または役務の合法性である。

なお、INPIにより採用されている商品及び役務の分類は、ニース条約の国際分類に基づく。この連邦行政機関は多区分登録制度を認めていないため、標識の所有者が保護を望む各ブランドについて区分毎に一出願しなければならない。日本と同様、ブラジルにおける商標登録制度は「先願主義」に従っているが、ブラジル産業財産権法は第129条第1項で、「優先日または出願日に、ブラジル国内において少なくとも6月間、同一、類似または同種の商品又は役務を識別又は証明するために、同一又は類似の標章を善意で使用していた者は、登録についての優先の権利を有するものとする。」として、善意の先使用者の権利について、当該商標出願の出願日より6ヶ月以上前に標章を使用していたことを証明することができれば、当該商標の登録について優先的権利を有するものとすることを規定している。

標章に付与される排他的権利は、登録証が有効に発行されたときに初めて発生する。一方、ブラジル産業財産権法は商標出願に基づく権利も規定している。これらの権利により、出願人はその標識の完全性を保護することができる。要するに、ブラジルの法制度は、単なる出願の申請であったとしても出願人に何らかの保護を認めているのである。一旦許可されれば、商標登録は公告公報発行日から10年間有効である。この期間は登録維持料（年金）を支払う必要はない。必要な場合に、登録権者が望むのであれば、権利満了の最終年内に更新料を払えばよい。

ブラジルでは商標の使用は登録のための要件ではない。しかし、不使用により登録が抹消される場合もある。これは、法的な利害関係を有する第三者による特定の手続により行われ、登録権者は自己の商標の使用を証明しなければならない。

パリ条約の命令に従い、ブラジル産業財産権法はブラジルで登録されていない周知商標のために特別の規定を設けている。この規定によれば、国内の商標制度は産業及び商業分野において顕著な識別性を備えた標識に特別の保護を与えている。ブラジル産業財産権法は更に、著名商標に対して特別の保護を認めている。著名性の程度及びかかる標識の強い誘引力を考慮して、これらの標章は特別の手続により、INPIの宣言の下で、あらゆる商品及び役務の分類での保護を受けることができる。換言すれば、INPIは、著名商標の所有者による異議申立又は無効請求の手続を介して、著名

商標の保護を認める可能性がある。

ブラジルにおける商標登録の侵害の認定のために、ブラジル法は侵害の分析において確認すべき3つの主要な基準を規定している：

- (i) 登録商標の複製又は模倣であって、第一のものは先登録の標章のデッドコピーであり、第二のものは図像的及び／又は音声的及び／又は観念的な類似があるものをいう；
- (ii) 標章が、当該商標と抵触する、同一、類似又は関連する商品又は役務を指定している；及び、
- (iii) 標章を比較する際に、市場において隣同士に配置された場合、需要者により混同及び／又は不当な関連付けをおこす虞がある。

上記の(iii)のケースの場合、法は単なる混同又は関連付けの虞のみでも商標登録の不正な侵害を生じるとし、これらの混同又は関連付けが現実には発生することを要しないと規定している。これらの権利がブラジルの裁判所で行使される際にこの規定は非常に役立つ。更に、法は、侵害する標章を付した製品を製造した者のみならず、販売した者、販売のため展示した者、当該商品又は役務を購入した者についても、代理人が侵害を知っていたかどうかに関わらず、登録商標の侵害の主体になりうることを規定している。従って、適法に登録された識別標識の正当な権利者に対しては拡張的な保護が付与されている。

マドリッド・プロトコルに関して、本議定書に調印する政府の利益は、在外者だけではなく、国外で市場を急拡大しているブラジル企業にとっても歓迎されるという点にある。INPIは近代化され、新しい職員を雇い、訓練に投資し、その結果、サービスが向上し迅速性が高まった。しかし、本議定書に対応するためにINPIは多くの点で改善を必要とするだろう。

従って、ブラジルの商標法制度は、ブラジルで標章を保護することを望むユーザー及び専門家のニーズに応えるようにうまく設計されている。若干の批判事項があるとすれば、視覚以外の感覚に関係し、市場において商品及び役務に識別機能及び出所表示機能を与える標章が増加しつつある状況で、非視覚的に捉えられる標章に対する保護に制限がある点である。

III 工業意匠の保護制度

現在の産業財産権法では、工業意匠は装飾的なパターン（二次元的）の保護だけではなく、装飾的な構

造（三次元的）の保護も含むものとし、後者は旧法では工業ひな形（Industrial Model）とされていた。更に、現行法に見られる手続は完全に旧法とは異なっている。なぜなら、意匠が、特許や商標同様、独立の章で規定され、これらが産業財産権の3つの柱となっているからである。

この意味で、産業財産権法の第95条において工業意匠は、「物品の装飾的造形体又は製品に利用することができる線及び色彩の装飾的配置であって、その外形に新規かつ独創的な視覚的成果をもたらす、工業生産のためのひな形にすることができるものは意匠とみなされる」と規定されている。従って、工業意匠による保護は、物品が有する視覚的な成果であって、新規かつ独創的なものであり、産業上の利用可能性を有するものだけに付与されることが明らかである。

新規性に関して、意匠に適用されるのは特許法と同じ原則である絶対的新規性である（第96条）。すなわち、意匠が保護されるためには、意匠登録出願日より前に公衆に利用可能であってはならない。独創性に関しては、保護可能な意匠は、既存の物品に対して十分識別可能なものであって、自明なもの又は物品の奏する機能にのみ必要なものは除外される（第97条）。従って、純粋に技術的なものはこの制度では保護できない。これは登録無効の主要な理由の1つである。最後に、産業上の利用可能性については説明するまでもないだろう。

ブラジルの産業財産権法の第98条は、「純芸術作品は、意匠とはみなされない。」と規定し、純粋芸術の作品に関しては、工業意匠の登録による保護を明示的に禁止している。この定義を反対解釈すれば、芸術性を有する作品は、前項の要件を満たしていれば、意匠登録の対象となりうるということである。

上記の観察から、知的所有権の核心部分において議論されてきた問題が導き出される。すなわち、工業意匠の著作権法による保護と意匠制度による保護の二重の保護の問題である。本稿で、この問題について拡張的な議論をするつもりはなく、当方の理解について具体的な意見を述べるものでもないが、知的所有権の分野で有数のブラジル人法律家の一人であり、輝かしい業績のある GAMA CERQUEIRA 弁護士は、二重の保護の両立性について以下のように考察している。

「芸術作品の工業的過程による複製又は芸術作品の工業への応用は、その芸術性を歪めるものではなく、

芸術性を取り去るものでもない。従って、民法や競争法の分野等における意匠の保護という点から、創作者に対して権利を認めることを拒否することはできない。いくつかの領域では、非両立性が問題となることは無く、異なる法域における保護が実施される。」⁽¹⁾

工業意匠に話を戻せば、その登録に責任を有する行政機関はやはり INPI であり、目的に応じて技術的に訓練された審査官を配した特定の部門を有する。工業意匠の登録手続の方法を決定するにあたっては、周知のように季節性の高いファッションの流行を保護するために産業財産権制度がしばしば用いられてきた点が考慮された。そこで法は、無効という制裁の下で登録手続を促進することを決定した。

従って、工業意匠の登録には、商標や特許の行政手続とは非常に異なる手続を要する。すなわち、INPIに出願し、全ての方式的要件（例えば、図面／写真の全図、意匠の範囲、創作者の職業、氏名等）が満たされれば公告され、新規性及び独創性の要件の実体的審査を完了することなく自動的に登録される。登録は10年間有効であり、5年ずつ3回の延長が可能である。また、5年毎に維持年金を支払う必要がある。

しかしながら、司法裁判所において権利行使しなければならぬ場合に、登録から生ずる権利を強化するために、INPIがその意匠の新規性及び独創性に関して実体的審査を行うことを、登録権者が自身又は登録権者を代理する者のために請求することができる。これらの権利により、保護対象の意匠もしくは誤認又は混同を生じうる実質的な模倣品を無許可の第三者が実施することを禁止することができる。判例法はこの点について、意匠が特許商標庁によって審査された新規性及び独創性を持つ場合に限り、登録権利者の利益のために仮差止め処分を認めている。

工業意匠の登録出願は、変形例が同一の用途を有し、同一の顕著な識別性を有する場合には、20までの意匠の変形例を含むことができる（第104条）。これにより手続を単純化し費用を削減することができるため、工業意匠登録は実際に非常に魅力ある手段となっている。

現在のブラジル産業財産権法の施行以降に観察されてきた戦略的現象は、多くの創作者が、識別性及び独創性のある装飾的形狀に加えて、新規な形状に関連する技術的－機能的効果を備えた意匠を創作し、実用特許（Utility Model Patent）より手続が迅速であること

を考慮して、工業意匠の登録を選択していることである。現在のところ、INPIが工業意匠の登録を許可するまでには5～8ヶ月を要するが、特許が許可されるまでには7年以上待つ必要がある点で相違する。

その代わり、工業意匠の保護対象は単に視覚的提示にとどまり、本制度では機能的側面は保護されない点について注意を喚起したい。更に、保護すべき意匠が技術的機能のみを有することが確認された場合には、INPIの審査官は登録を許可しなければならないが、同時に、装飾的对象を備えず機能的形状の保護のみを求めていることを理由に、職権で(*ex-officio*)登録無効とすべきことを示す行政上の無効手続が開始される(第113条)。

この点で、上記した意匠登録に必要な要件を全て含み、かつ技術的機能を奏する意匠が存在する可能性がある。この場合、例えば、保護の対象となる形状を備えた物品によってのみ上記機能が奏される場合には、登録権者は間接的に機能に対する保護を得ることになる。もちろん、他の法域の規定では同様のことは起こりえない。しかしながら、裁判所で第三者に対して権利行使をするためには、権利者は侵害者が視覚的保護を侵害したことを主張することができるのみで、機能的特徴の侵害をいうことはできない。

工業意匠と立体商標に関しては、これらの制度が併存しうることが重要である。いくつかの対象物は、状況により上記の登録制度のいずれかによって保護することができる。工業意匠によって保護される意匠には迅速な手続が用いられるが、その権利期間は限定され、実体審査がある場合には新規性及び独創性の要件はより複雑なものとなる。一方、立体商標にはブランドについての行政手続が用いられるが、一旦許可されれば、永久に更新することが可能である。しかしながら、立体商標の対象はブランドとしての機能、すなわち、商品又は役務の識別機能及び出所表示機能を奏しなければならない。これらの要件は工業意匠の場合には必要がない。

立体商標と工業意匠のいずれかを選択する際に、それぞれの特殊性を考慮する必要がある。例えば、公知のものを保護する際の選択肢としては商標登録するしかない。いずれにせよ、所有者が最初に工業意匠の手続に入り、その形態についてブランドの地位が確立されてから商標出願を申請することを妨げるものは何もない。なお、我が国の法制度では、自身が所有せず他

人の代理として登録した工業意匠を内包する立体商標を登録することのみが禁止されている。

このように、工業意匠に異なる手続を規定した第9279/96の法律によって導入された革新は、産業財産権のサポーター達により好評を持って迎えられた。INPIの未処理案件の蓄積に起因する意匠保護のための早期手続は、旧産業財産権法では無かったニーズに合致し、工業意匠の保護の促進に貢献させたのである。

IV 一 競争及び不正競争防止の法理

ブラジルにおける行政手続を要する識別標識の予防的保護については筆を擱き、次に、競争に関する側面について述べる。ブラジルは、連邦共和国憲法(第170条第IV)により定められた自由競争の原則を採用しており、この原則の例外は産業財産権法における独占排他権及び公正な行為を逸脱した競争行為である。この点について、ブラジル産業財産権法は特別の章を割いて、不正競争防止の法理を扱っている。特に、不正競争防止の法理は交渉の際には有用な法分野であり、分析の焦点は市場の参加者の態度である。

不正競争にはいくつかの側面があり、何が不正競争となるかを定義することは困難であるが、米国の法学者H. D. Nimsの言葉を引用すれば、非常に適切なメタファーによって競争における不正行為を単純な概念とすることができる。「誰もが日光を使用しそれを享受する権利を有するが、日光を集めて隣人の家を合法的に燃やすことはできない」⁽²⁾。この言葉から、不正競争防止の法理は主に競業者の態度に依存することが理解できる。

この意味において、不正競争行為を検討する場合、まず、競争行為自体がなければならない。すなわち、自身の権利が侵害されたと主張する企業と、侵害者が(i)同時に活動を行い、(ii)同一の製品又は役務を対象として活動し(実質性の基準が適用される、例えば、ディーゼルとガソリン)、及び(iii)製品又は役務の商業活動が地理的に同一の市場で生じなければならない。更に、商標又は意匠の侵害の虞のある行為を禁止する産業財産権とは異なり、侵害が実際にあった場合のみ法律違反が認められ、裁判所が原告に有利な判決を下す。

不正競争防止に関する重要な規定はブラジル産業財産権法に存在する。第195条は、不正競争として処罰

の対象となる14の行為を規定する。更に、同法第209条は、同項で規定された行為以外のものであって、不正に満ち、市場における競業者に対する損害を防止すべき行為で、更に損害が賠償されるべき行為を具体的に規定する。

この場合のINPIの役割は、商標及び工業意匠の登録の行政手続に関して、不正競争の可能性があるかどうかを分析することに限定されている。それ以外には、INPIはこの点についていかなる管轄権も有しない。不正競争それ自体及び産業財産権に関連した不正競争の諸問題は、不可避的にブラジルの司法又は（適切であれば）仲裁委員会に関係する。これらの問題は他の行政機関にも関係する。すなわち、CADE（Conselho Administrativo de Desenvolvimento Economico：経済防衛行政審議会）である。この機関は、不正競争、不当な独占、及び消費者の権利の侵害を防止するために、M&Aに対してより深い関係を有する。また、この機関が知的所有権に関与するのは、登録者による権利の濫用がある場合である。

一般的に同時に生ずる現象であるが、不正競争行為と同時に商標及び工業意匠等の知的所有権の侵害を扱う訴訟を目にすることも多い。この流れで、登録された権利の侵害行為の差止と不正競争行為の差止を重疊的に請求するという戦略は、ブラジルの訴訟法上は全く問題が無い。しかしながら、不正行為の存在を裁判官に認めさせるには、不正行為の存在の具体的な証拠、及び、当然ながら不正行為に起因する損害の具体的な証拠が必要である。この点は、損害が発生する虞があれば請求できる、例えば商標登録の侵害行為とは異なる。

再び、識別標識及び意匠の保護について触れつつ、トレードドレスの法理の構造について述べたい。私見では、トレードドレスは、一般的に、色彩又は色彩設計（カラースキーム）、形状、包装、構成製品、標章、フレーズ、レイアウト、文字のスタイル及びサイズ、グラフィックス、意匠、紋章、クレスト、テキスチャーおよび装飾又は飾りその他を含み、特定の製品又は役務に供する場所を特定し、他と識別を可能にする複数の特性の組み合わせである。ブラジル法ではトレードドレスについて特別の規定が無い。上記のようにトレードドレスはブランドと意匠の両方から構成される可能性があるが、この法理の創造によって保護される対象はそれらを超えるものである。

トレードドレスの侵害は不正競争防止の法理により対処される。この攻撃手段は商慣習における不正行為の概念に完全に合致するからである。トレードドレスは、各々はいかなる保護も受けない複数の要素から構成することができる。しかし、これらの複数の要素が、需要者である公衆において出所表示機能及び識別機能を発生させる目的で特定の形に組み合わせられた場合には、保護を受けるべきであり、不正競争防止の法理にはその保護機能が与えられる。更に、競業者と同一の要素の組み合わせを備えた商品を第三者が市場に投入した場合には、偶然の一致である可能性は直ちに失われ、かかる第三者の態度の不正性が明瞭になることは、全く自明のことである。

企業は、不正競争防止の法理に、アドワーズ（ad-words：クリック課金広告サービスの名称）やメタ・タギング（meta tagging：自社のホームページのMETAタグに有名な商標を組み込む行為）といったインターネットで起こる競業者による侵害行為を防止するための根拠を見出した。第一の現象について、競業者はインターネット検索ツールのプロバイダーに対して、検索対象が競業者に関連するときには自身の名称が広告に現れるように依頼する。ここでは不正行為が明らかに確認できる。ブラジルは、仮想空間において生じるこれらの問題について定めた特別の法制度を有さないため、この争いについては不正競争防止の法理が最も有効な代替手段となる。

更に、未登録の出願に係る商標や、「視覚的に捉えうる」という定義には感覚的に含まれないブランドの商標の場合に、不正競争防止の法理は、競業者が、類似の標識を使用する等の詐欺的な手段で需要者を誘引する不正行為を継続することを防止するための主要な戦略となる。訴訟において、産業財産権登録の侵害のみならず不正競争行為の存在も証明された場合には、裁判官により決定される損害賠償金額はより高くなるだろう。

従って、不正競争防止の法理は、市場で競業者間に見られる権利濫用を防止するため方法として現れたものである。この法分野は、明示的な法律の規定がないが無視しえない権利上の損害に苦しむ事業者や専門家を保護する可能性を考慮したものであり、残余的性質を有している。本章の冒頭で述べたように、ブラジルの市場の一般原則は自由競争であるが、自由性を維持するためには、悪意を持った市場参加者の権利濫用行

為や不正行為から保護されなくてはならない。

V 結論

上記で述べたように、ブラジルの法制度によって識別標識に与えられる保護は非常に広く、様々な方法を用いることができる。企業及び専門家の知的資産を保護するために選択される保護戦略は、それぞれの状況の特殊性によって変化する。しかしながら、INPIに商標及び/又は意匠を先登録することが、どのような状況であっても有効なアドバイスである。

例えば、商標登録には、識別標識の永久的な保護が可能だけでなく、費用が低廉であるという利点がある。しかしながら、商標登録の行政手続についていえば、INPIは保護しうる標章について非常に制限的であり、そのため、この制度による保護は多くの場合不十分であり、当該出願人は他の方法を探さざるを得ない。

工業意匠の登録については、その利点として迅速性があり、新規かつ独自の創作を行ったときデザイナー及び企業はその保護に駆り立てられる。しかしながら、第三者に対して権利行使可能な登録意匠の独占排他権を得るためには、内容の新規性及び独創性を審査する審査手続を経なければならない。更に、工業意匠の登録は、あらゆる延長を行っても最長で25年間の保護である。

最後に、不正競争防止の法理については、競業者により不正行為がなされ、同一の市場に属する他人に損害が生じた後の救済手段として用いられる。これらの権利が司法裁判所又は仲裁委員会において請求されるのみであるとしても、その適用範囲は広く、我が国の法律では明示的な規定が無い非伝統的な商標も、間接的ではあるが不正競争防止の法理の保護範囲に含まれる。従って、その適用範囲の広さにより、企業、専門家及び当然ながら弁護士たちにとって非常に大きな利益をもたらす手段となっている。のみならず、不正行為の防止という理由は、知的所有権の侵害に関する他の請求と組み合わせることにより、損害を受けた側の

議論を補強することができる。

従って、ブラジルの法制度によって設計された識別標識の保護マップは十分に準備されており、望んだゴールに到達するためにそれをどのように利用するかを知るにより、成功への近道を模索する他者に対して常に一步先んじることができる。

行政的観点からみれば、INPIは常に進化し続けており、たとえ理想的な状況に至る道のりが長いとしてもその将来に期待できる。司法に関しては、産業財産権というテーマはその複雑性と需要の低さから、一種の挑戦であって、同様の問題について全く正反対の判決が出されるという結果となっている。しかし、この分野における判決のレベル及び訴訟手続の遅延を改善するための展開及び政治的活動も存在する。

上記の制度は、単に必要な保護を得るためだけではなく、その制限を超えようとする者に対する積極的な対抗策であることから、ブラジルの成長に安全性をもたらし、市場に対して現在行われている投資を維持するための重要なツールであり、手段であることは明らかである。

注

- (1) CERQUEIRA, João da Gama. *Tratado da propriedade industrial*. São Paulo: Revista dos Tribunais, 1982, p. 656.
- (2) NIMS, Harry Dwight. *The law of unfair competitions and trade-marks*. New York: Baker, Voorhis, 1917, p. 13

ブラジル産業財産権法の条文の訳文は、原則として特許庁ホームページ「外国産業財産権制度情報」<http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/mokuji.htm>に記載されたものを引用した。

ブラジル連邦共和国憲法の該当箇所の翻訳にあたっては、奥原忠弘、神奈川法学 4(1), 135-162, 1968を参照した。

(原稿受領 2010. 8. 30)